

令和7年度 第6回沖縄地方最低賃金審議会 議事録

- 1 開催日時 令和8年3月6日(金) 16:00~17:06
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
 - 公益代表委員 5名(岩橋培樹、上江洲純子、金城智誉、城間貞、西村オリエ 敬称略)
 - 労働者代表委員 5名(石川修治、平良哲康、田中俊治、照喜名朝和、野原陽子 敬称略)
 - 使用者代表委員 4名(新垣朝雄、田端一雄、津波古透、比嘉華奈江 敬称略)
 - 事務局 4名(岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、伊計係員)
- 4 議題等
 - (1) 令和7年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について
 - (2) 令和7年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の廃止について
 - (3) その他
- 5 配付資料
 - (1) 令和7年度 沖縄地方最低賃金審議会委員名簿
 - (2) 最低賃金審議会令(抜粋)
 - (3) 令和7年度 沖縄地方最低賃金審議会実施状況
 - (4) 沖縄県及び全国の特定(産業別)最低賃金
 - (5) 令和7年度 改正最低賃金に係る周知広報状況について
 - (6) 令和7年度 業務改善助成金の実績
 - (7) 令和7年度 支援策の活用状況
 - (8) 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
(令和7年1月から3月実施分、全国及び沖縄)
 - (9) 令和7年度 地域別最低賃金答申状況
 - (10) 令和8年度 沖縄地方最低賃金審議会日程(案)
 - (11) 令和8年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
 - (12) 2026年度特定(産業別)最低賃金改正の申出意向表明について

第6回沖縄地方最低賃金審議会（議事録）

崎原賃金室長

それでは定刻となりましたので、これより「令和7年度第6回沖縄地方最低賃金審議会」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の出席状況報告の前に、本日初めて審議会に参加される方が2名いらっしゃるのので、ご紹介させていただきます。

1ページの資料1の名簿でございますように、今年の11月18日付で本審議会の委員に任命されました、労働者側委員の平良哲康委員と田中俊治委員でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

では、委員の出席状況ですが、使用者側の喜友名委員は本日所用のため欠席でございます。

そうしますと出席者は、公益委員が5名、労働者側委員が5名、使用者側委員が4名でございます。

よって、本審議会は審議会令第5条第2項の定足数を満たし、有効に成立していることをご報告いたします。

これからの議事の進行につきましては、上江洲会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

上江洲会長

皆様こんにちは。

それでは、今年度最後となります第6回沖縄地方最低賃金審議会を開催したいと思います。

本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は野原委員、使用者側委員は新垣委員にお願いいたします。

(両委員、了解)

上江洲会長

それでは早速ですが、次第1に入らせていただきます。次第1は「令和7年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について」となっています。

事務局から説明をお願いします。

崎原賃金室長

今年度の審議会の総括といたしまして、5点ご説明とご報告をさせていただきます。

まず、1点目として、今年度の審議会の実施状況についてご説明いたします。

5ページの横書きの資料3をご覧ください。

今年度も7月1日を第1回本審として始め、本審が5回、本日を含めると6回となります。

また、事業場視察や金額審議を行う専門部会が合計で 11 回、特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について審議を行うために設置しました運営小委員会が 2 回、これまで計 18 回の会議を開催しまして、沖縄県最低賃金や特定（産業別）最低賃金の改正の必要性に係る審議を行っていただきました。

このうち、地域別最賃につきましては、第 1 回本審において、沖縄労働局長から諮問後、専門部会でご審議いただき、審議結果は全会一致の結審には至りませんでした。8 月 26 日の第 4 回本審において、専門部会報告を踏まえ、採決が行われ、時間額 952 円から 71 円引上げて 1,023 円とする答申をいただきました。

その後、所定の手続きを経て、答申どおり確定し、令和 7 年 12 月 1 日に発効されたところです。

次に、特定（産業別）最低賃金につきましては、「糖類製造業」「各種商品小売業」「自動車（新車）小売業」の 3 業種の労働者団体から改正の申出があり、これに基づき、7 月 30 日の第 2 回本審において沖縄労働局長からこれら 3 業種の特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について諮問させていただきました。

そして、運営小委員会にて審議の結果、3 業種とも改正の必要性の有無について、全会一致での「必要性あり」との結論には至らず、8 月 6 日の第 3 回本審へその旨報告を行っていただきました。

7 ページの資料 4-1 をご覧ください。

沖縄県の 4 つの特定（産業別）最低賃金につきましては、ご覧のとおりですが、参考として他県の類似の特定（産業別）最低賃金の状況について記載したものになっております。

都道府県名と金額に下線があるものは、当該都道府県の地域別最低賃金を上回っており、下線がないものは下回っている特定最賃となります。

例えば、糖類製造業では北海道が地域別最低賃金を上回っており、自動車（新車）小売業は岩手県のほか 9 県が上回っている状況です。

9 ページ以降の資料 4-2 は、令和 7 年度に決定した全国の特定最賃を参考までに添付しております。

後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、2 点目として、改正された最低賃金の周知に係る取り組み状況についてご報告いたします。

17 ページの資料 5 をご覧ください。

プレスリリース等についてですが、地域最賃の答申を 8 月 26 日にいただきまして、答申内容に係る意見公示を行うとともに、9 月 24 日に官報公示手続きを経て、12 月 1 日から発効することについて、県内マスコミへ発表しまして、初の 1,000 円台になったこともあり、新聞、テレビなどで大きく取り上げられたところです。

また、答申の付帯決議も踏まえまして、9 月 16 日以降、順次、沖縄県、沖縄総合事務局、県内国家機関、県内市町村などに協力要請を行いました。

さらに、より広く周知を図るため、国や県及び市町村に加え、経済団体・業界・労働団体、大学・高校の教育機関、労働保険事務組合、道の駅、郵便局等約 1,400 か所に対して、ポスター及びリーフレットを配布し、改正された最低賃金額の周知協力を依頼いたしました。

併せて、最賃引き上げのための環境整備に係る各種支援策をとりまとめた「沖縄県版支援パッケージ」の周知も行いました。

皆様にも最新のパッケージをお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。

パッケージについては、既に受付を終了しているものもあるため、次年度に向けて更新し、でき次第、提供したいと思っております。

そして、11月14日には、11月18日開催の県庁前街頭キャンペーンについてプレスリリースし、その際にパッケージも併せてホームページに掲載しました。

次に街頭キャンペーンについてです。

11月18日に、県庁前広場において、県及び労使団体の協力を得て、最低賃金改正周知街頭キャンペーンを実施し、通行者にポケットティッシュを配布しました。

先島においては、10月4日に八重山、11月3日に宮古島市にて、それぞれの産業まつり会場でポケットティッシュの配布を行い、市長や関係団体にも訪問し、周知の協力依頼を行いました。

10月25日には那覇市奥武山で開催されました沖縄の産業まつりにおいてポケットティッシュの配布を行いました。

そのほか、12月3日は北部地区、12月9日には中部地区において連合沖縄と協力して、街頭キャンペーンを実施いたしました。

その他については、ご覧のとおりですが、各自治体のHPには県と41市町村全てにおいて掲載いただき、広報誌についても発行している40市町村全てにおいて掲載いただいております。

そのほか、労使団体のHPや広報誌にも掲載いただきました。

また、モノレール駅へのポスター掲示や沖縄県の協力によりイオン5店舗へのポスター掲示させていただきまして、県政広報番組「うまんちゅひろば」での放映もさせていただきました。

今後も引き続き周知を行ってまいります。

続きまして、3点目として、19ページの資料6をご覧ください。

業務改善助成金を始めとした支援策及び周知についてのご報告となります。

業務改善助成金の実績を全国分と併せて掲載しております。

沖縄県内では今年度610件の申請、交付決定は2月末までの集計になりますが、532件となっております。

昨年度1年間の申請が419件、交付決定は354件ですので、昨年度より大きく増加しております。

全国を見ましても申請件数、交付決定件数ともに増加となっております。

下の折れ線グラフをご覧ください。

令和6年度と7年度の月別の申請件数と交付決定件数をグラフにしたものになりますが、オレンジ色が令和6年度、青色が令和7年度の数値です。

青色の令和7年度ですが、申請件数について、11月の申請が突出しているのが分かります。

12月から最賃が改正されましたので、その前の月の駆け込み申請によるものであります。

今年度の業務改善助成金の申請は11月末で終了、8年度については決まり次第、パッケージ等でお知らせする予定です。

次に21ページの資料7をご覧ください。

支援策の活用状況についてですが、一番上の方がキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の実績になります。

令和7年度について、令和8年1月末現在になりますが、申請件数が116件、支給決定件数108件、令和6年度は申請件数79件、支給決定件数が54件ですから、今年度は既に昨年の約1.5倍の申請があるということになります。

その他の支援策については、活用状況が把握できたものを掲載しておりますので併せてご覧いただければと思います。

続きます、4点目です。

23ページをご覧ください。

監督署が実施する最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導の結果となります。

23ページの資料8-1が全国分、25ページの資料8-2が沖縄分です。

25ページの資料8-2をご覧ください。

一番上の表、令和7年1月から3月にかけて実施した監督指導の件数や違反率を表示してあります。

沖縄の状況は、令和7年は190の事業場で監督を実施した結果、15事業場で最低賃金に係る違反があり、違反率として7.9%と全国の10.0%より低い数値となっております。

表の2番目には平成12年から推移を表示しております。

今、申し上げた結果は昨年のもですが、今年、令和8年も1月から3月まで同様に監督指導を実施しており、集計はこれからとなります。

今年分の報告は来年度となりますので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

5点目は、27ページの資料9になります。

今年度の全国の地域別最低賃金の答申状況となっております。

一番右側には発効予定年月日の記載がございますが、全て予定どおりの発効となっておりますので、記載の日付がそのまま発効年月日となります。

以上5点について、ご説明、ご報告となります。

上江洲会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から今年度の審議会の実施状況、その後の周知広報活動等についての説明、報告がありました。

これに対してご意見、質問等がございますか。

(田端委員挙手)

上江洲会長

はい、田端委員。

田端委員

説明、どうもありがとうございました。

21 ページの資料 7 では、支給決定額はあります。

19 ページの業務改善助成金については、申請件数と交付決定件数はあるのですが、支給決定件数、額も教えていただければと思います。

崎原賃金室長

お調べしてご連絡したいと思います。

上江洲会長

田端委員からのご質問ですが、調べて分かった場合には委員に連絡いただくということによろしいですか。

崎原賃金室長

はい。

上江洲会長

他にございますか。

(新垣委員挙手)

上江洲会長

新垣委員。

新垣委員

25 ページの年次別推移の中の違反率について、平成 30 年以降、沖縄県は全国より違反率が下回っています。

それ以前は全国を上回ることが多かったようですが、その背景として分析等行っていれば教えていただきたいです。

(岡崎労働基準部長挙手)

上江洲会長

岡崎部長、お願いします。

岡崎労働基準部長

ご指摘ありがとうございます。

こちら年によって、全国との違反率の傾向に違いがあるところです。

正直に申し上げまして、なぜこのような傾向が見られるかの分析までは至っておりません。

しかしながら、労働基準監督署では最低賃金法違反の疑いがある事業場を的確に選定いたしまして、監督指導を実施しているところでございます。

引き続き、適切に監督指導を実施していきたいと思っております。

上江洲会長

他にございますか。

(石川委員挙手)

上江洲会長

石川委員。

石川委員

25 ページの第2表で、適用される最低賃金を知っていても違反をしていたという事業場が9件で60%となっていますが、最低賃金を知っていても上げていない理由が分かれば教えてください。

伊計係員

ご指摘ありがとうございます。

私から回答させていただきます。

こちら一概に言うことはできませんが、事業主は適用される最低賃金を知ってはいますが、月給額と最低賃金額を見比べていなかったという結果だと思われまます。

月給額の労働者は、月給を月平均所定労働時間で除して、時給額を算出する必要があります。

時給制であればそのまま最賃額と見比べができるのですが、月給額だと計算が複雑な部分があるので、見比べていなかった結果、最低賃金額については知ってはいるのだけれども、違反をしてしまったということになります。

以上です。

石川委員

例えば経営が厳しくて、どうしても時給額を上げることができなかった、ということはないでしょうか。

崎原賃金室長

あり得ることだとは思いますが、把握している中では、ございません。

上江洲会長

他にございますでしょうか。

(比嘉委員挙手)

上江洲会長

比嘉委員。

比嘉委員

説明ありがとうございました。

周知広報の方法についてですが、周知広報は事業者のみならず、幅広く県民の皆さんに周知をしたいという意図はありますか。

崎原賃金室長

はい。

比嘉委員

若い人はYouTube等SNS広告を見られることが多いと思うので、今後は何か手段の見直しをしてもいいと思ったのですが、議論はされてますでしょうか。

崎原賃金室長

ハローワークでは、LINE等SNSを使用しているとは聞いていますけれども、最賃の周知も何かできれば今後検討したいと思っております。

上江洲会長

比嘉委員、よろしいでしょうか。

(比嘉委員了承)

上江洲会長

他にございますか。

(特になし)

上江洲会長

ありがとうございました。

では、次第1については以上で終了といたします。

いただきました課題等については事務局で検討、対応の上、中には次年度審議会において報告が必要なものもあるかと思えます。

よろしくお願ひいたします。

続きまして、次第2の「令和7年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の廃止について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

崎原賃金室長

3ページの資料2をご覧ください。

最低賃金専門部会の設置につきましては、昨年7月1日に開催しました第1回本審において、沖縄県最低賃金の改正を審議するために専門部会の設置が決議され、本審より付託されました最低賃金額の改正に向けた審議を行っていただきました。

そして当該専門部会におきまして、本審より付託された審議事項が終了したことによりその任務は終了したものと認められます。

よって、最低賃金審議会令第6条第7項の規定「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」となっておりますので、当本審におきまして、今年度設置した沖縄県最低賃金専門部会の廃止について御承認をいただきたく、提案させていただいております。

上江洲会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がございましたとおり、最低賃金審議会令第6条第7項において、「任務終了のとき」ということで、今年度の任務は終了していると皆様認識していると思っておりますので、これを審議会の議決によって廃止するという形でよろしいでしょうか。

(各委員了承)

上江洲会長

ありがとうございます。

承認が得られましたので、ただいまをもちまして、令和7年度沖縄地方最低賃金審議会の沖縄県最低賃金専門部会を廃止することとします。

次に、次第3として「その他」とありますが、事務局より説明をお願いします。

崎原賃金室長

その他としまして、まず初めに特定（産業別）最低賃金についてです。

特定（産業別）最低賃金改正の意向表明につきましては、審議会における年間審議スケジュールの調整等に鑑み、改正の申出を行う業種については、概ね前年度末を目途に改正の意向の有無を確認させていただいております。

次年度の改正の意向につきましては、2月27日付けで特定（産業別）最低賃金4業種から労働局

長あて改正の意向表明がございました。

43 ページの資料 12 にその写しを添付しております。

内容につきましては、昨年と同様で変更はないことを確認しております。

申出の時期は7月上旬までとされておりますので、改正等求める場合には期限内の提出をお願いしております。

特定（産業別）最低賃金について、別刷りでお配りしている2枚つづりの資料をご覧ください。

「日本標準産業分類（令和6年4月1日施行）より抜粋」という資料です。

令和6年4月1日から日本標準産業分類が改定されており、この件については令和5年度の最後の本審で説明されておりますが、今回改めてのご説明になります。

1枚目は、新しい日本標準産業分類のうち、沖縄県の特賃の4業種に関する項目を抜き出したものです。

次の資料が分かりやすいので2枚目の横書きの資料をご覧ください。

真ん中の表として、左側が旧産業分類の名称となっていて、右側が新産業分類の名称となっております。

まず、名称変更がございましたのは、「糖類製造業」、左側の表の項目名の一番上、中分類「食品製造業」の下に「糖類製造業」がございまして、これが右側の新産業分類では「砂糖・でんぷん糖類製造業」に変更されています。

名称のみの変更で中身は変わりません。

次に「各種商品小売業」について、左側の「各種商品小売業」という中分類の下に、百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業とあります。

それが右側の新産業分類では、さらに細かくなって、「各種商品小売業」の下に、百貨店、総合スーパーマーケットが分かれて新設され、その他ご覧のとおり、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店、その他の各種商品小売業が新設や中分類からの移動により、計7項目に増えております。

取扱いをどうするのかというと、下の青枠の3、改定後の取扱いのポイントとして、3つ記載されております。

1つ目が、申出を行う関係労使に対して、現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認すること。

2つ目が、適用対象業種の範囲を変更するものではない場合は改正と取り扱い、適用対象業種の範囲に変更が生じる場合は新設として取り扱うこと。

3つ目が、改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

右の表では、改正の場合、申出は旧産業分類、決定は新産業分類となると記載されております。

改正の手順については、裏面に記載されておりますので、裏面をご覧ください。

改正申出書の提出がありましたら、左側の上の方にあります赤の破線の中に記載されていることを確認いたします。

- ・ 現行の特定最低賃金の改正であること

・適用対象業種の範囲に変更がないこと

の申出要件を確認して、受付します。

次に、旧産業分類の件名で必要性審議を行い、必要性ありとなれば、旧産業分類の件名でその旨の答申となり、金額審議の諮問、金額審議となります。

その後は、事務的なものになりますが、答申の際には、右側の方に記載されていますが、鑑文では旧産業分類の件名となり、答申文の別紙で初めて、新しい件名が出てくるということになります。

先ほどの意向表明では、改正申出の内容は範囲に変更がないということでしたので、来年度7月の申出書提出の際には、それを改めて確認して「改正」であれば、今、説明したとおりの手続きとなります。

これが、例えば適用範囲を変えるのであれば、「新設」ということになります。

一方、必要性審議の結果、必要性なしとなった場合は、旧産業分類での答申となり、件名の変更はなく、そのままとなります。

特定（産業別）最低賃金について追加の説明は、以上でございます。

上江洲会長

ただいま、事務局より特定（産業別）最低賃金の意向表明及び特賃の追加説明がありましたが、これに対するご質問等はございますか。

（田端委員挙手）

上江洲会長

はい、田端委員。

田端委員

念のため確認させていただきたいのですが、今回、4業種の申出があつて44ページですが、旧産業分類でいくと各種商品小売業は561と569であると理解しております。

これが新産業分類で行くと、561と562と569の3つを合わせたものになると理解しておりますが、その確認をお願いします。

崎原賃金室長

田端委員の仰るとおりです。

田端委員

改めて聞きますが、沖縄県の場合は申出があつても必要性なしということで、件名が変更されていないと。

仮に必要性があり答申される場合、561、562、569の業種で適用するという事で明記されると

いうことでよろしいでしょうか。

崎原賃金室長

そのとおりです。

田端委員

ありがとうございます。

上江洲会長

他にございますか。

(照喜名委員挙手)

照喜名委員

今回の特定最低賃金の日本標準産業分類については、総務省管轄と思いますが、この改定が行われるタイミングやプロセスが分かれば教えていただければと思います。

崎原賃金室長

最新の改定が令和6年4月1日となっていますけれども、その前は（告示が）平成25年、19年、14年とまちまちになっております。

何年ごとと決まっているわけではないので、おそらく経済状況や他の統計の分類が変わったときなのかなと思っておりますが、詳しいことが分かりましたら共有したいと思います。

よろしく申し上げます。

上江洲会長

分類が変わるときには施行の周知期間を設けることになっているということですよ。

崎原賃金室長

今回、令和6年4月1日の施行に関しては、令和5年7月の告示となっていて、期間に関しては詳しい説明はできませんが、告示から施行まではだいぶ期間が空いています。

上江洲会長

他にございますか。

(石川委員挙手)

上江洲会長

石川委員。

石川委員

各種商品小売業というのが 561、562、569 に該当するという話だったのですが、沖縄県の適用労働者数に関してもその該当する業種の数値になるという認識でよろしいでしょうか。

崎原賃金室長

そのとおりです。

上江洲会長

よろしいでしょうか。

特賃に関しては旧産業分類を使用しているの、申出自体は範囲に変更なしということでしたので、先ほどの説明でいきますと改正の申出、その後、改正の必要性の審議に至った場合は、新設の扱いではないという手続きですね。

では、引き続き事務局から説明をお願いします。

崎原賃金室長

来年度のスケジュールに関してです。

現在の委員の皆様任期は令和9年3月末まででございます。引き続き来年度もお世話になります。

29ページの横書きの資料10-1をご覧ください。

来年度の沖縄地方最低賃金審議会の審議スケジュール案を今年度同様の日程で設定しております。

主なところだと、第1回の本審は7月1日、第1回の専門部会が7月22日、7月24日から28日は事業場実地視察、7月31日は中賃目安額の伝達、8月3日は第4回専門部会で労使からの改正額の提示と調整を行う予定としております。

今、目安伝達を7月31日で行う予定と申しましたが、中央最低賃金審議会の詳しい日程はまだ決まっておられません。未確定ですが、目安が示されましたら速やかに各委員あて、メールにより情報提供をさせていただきます。

仮に中賃の目安答申が遅れた場合は、目安伝達の審議会の日程変更の可能性もございますので、ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

また、今年度、台風による影響はありませんでしたが、来年度も台風接近等による日程調整の可能性もございますので、予備日は一通り設定しております。

それから、35ページ以降の資料11には地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金のそれぞれの「公示日別最短効力発生予定一覧表」を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

スケジュール案等については以上でございます。

上江洲会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から令和8年度のスケジュール案の説明がございました。

これは、次年度の審議に係るものですが、最短のスケジュールで組んでおります。

今年度ご記憶にもあるようにかなり予備日を使わせていただきました。

予備日も会議室を押さえるため、既に設定をしていただいているところです。

特定（産業別）最低賃金のスケジュールも組まれていると思いますが、スケジュールについてご確認したいこと等あればお願いします。

（特になし）

上江洲会長

台風接近による影響以外でも予備日を使うかもしれませんので、日程の確保方お願いします。

次年度の審議の際にもスケジュールを確認することになるかと思っておりますので、各自ご確認していただければと思います。

これで資料やその他の説明も全て終了したと思います。

今年度の審議会がこれで最後となりますけれども、委員の皆様から何かございましたら、ここでお願いしたいと思います。

（田端委員挙手）

上江洲会長

田端委員。

田端委員

はい、先日事務局から目安制度の在り方に関する全員協議会のデータが送られてきたので、そのことに関してと併せて総括も兼ねて発言をさせていただきます。

今回の審議の総括として2点申し上げたいと思います。

1点目について目安制度の在り方についてです。

今回の答申の付帯決議にかかる最初の項目にも記述がありますように、今年の審議では、目安額の具体的な根拠について明確かつ納得できる回答を得ることができておりません。

そのことについては大変残念に思っております。

現在、中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会においては、近隣県等との過度の競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げについても議論されているようであり、その問題の議論も重要なことだとは思いますが。

しかし、私としては、この数年の目安額の設定にあたって、目安額の引上げの根拠となるデータが引上げありきのデータを無理して採ってきて用いている印象があり、一貫性がなかったり、今回の審議であったように目安額の根拠を問われてもその積み上げの具体的な説明ができない現状こ

そ、今一度検証していただきたいと思っているところです。

2点目です。発効日についてですが、今回の答申の2つ目に記述されております。

令和6年度の付帯決議では、発効日については10行程度の記述でしたが、今回の付帯決議では労使双方の意見を入れ、また、公益委員の意見を盛り込んでかなりのボリュームで記述されております。それだけ、発効日については、議論すべき論点が多いということの裏返しだと理解しております。

ちなみに、今回は労側の早期発効の主張と、使側の1月以降発効の主張の間を取るような形で公益見解として、12月の発効が示され、結果として12月1日の発効となったところです。

しかし、他県の動向を見ても、Cランクの13県の内、11月以降の発効が1県を除いて12県、12月1日以降となると本県を含めて5県、1月以降では、秋田、大分、熊本の3県となっています。秋田県については、まだ改定されておらず、3月31日が発効日となっています。

今回の審議の中で公益委員から、最低賃金法第14条第2項の発効日の規定から、周知期間として必要な期間を超える発効日の設定については疑問が提示されたこともあって、使側の主張が退けられて、結果として12月1日になったものと理解しています。

しかし、他県では周知期間を大幅に超える発効日が設定されております。

これは、過去最大となった引上げを実行するための相当な準備期間が必要であったと受け止めておりまして、中央最低賃金審議会ではそのように決定ができるということが改めて明らかになったものと受け止めております。

現在行われている目安制度の在り方に関する全員協議会で検討すべきものとして、発効日についても項目として取り上げられていますが、仮に現在のこのような実態が最低賃金法の規定と齟齬があるのであれば、今回の本件の答申の付帯決議にあるように、発効日を定めた最低賃金法第14条第2項の趣旨及び解釈指針を明確に示して、必要に応じて法改正を視野に入れた検討を直ちに行っていただきたいと思っているところです。

私からは以上です。

上江洲会長

ありがとうございます。

労側からはございますか。

(石川委員挙手)

上江洲会長

石川委員、お願いします。

石川委員

今年度最後の審議会を終えるにあたり、これまでの審議の内容を振り返るとともに、労側の所感や今後の労側のスタンスについて述べさせていただきたいと思っております。

私達労働者側委員は8月6日の第4回専門部会におきまして、現行952円を104円引上げ、1,056円に改正することを求め、金額審議に臨んだところであります。

この数値の根拠につきましては、誰一人取り残さない沖縄らしい優しい社会の実現には、沖縄県が抱える様々な課題解決が必要であると考え、特に重要視したのが生計費、さらに全国に比べ高い物価水準であったり、連合の試算ではありますがりビングウェッジで1,160円という額もございました。

こういった額というのは、Bランク、上位に匹敵する額であり、沖縄で暮らしていくにはCランクの水準を上回る必要があるという認識で我々は主張を行ってまいりました。

それ以外にも県内の募集賃金や参考人意見の内容、県民所得の低さ、子供の相対的な貧困率の高さ、母子世帯、有期、短時間の非正規雇用で働く方の割合が沖縄県は高い、こういった課題をあげて、最低賃金近傍で働く労働者は非正規雇用が多いということを鑑みれば、最低賃金の引上げというのは県民生活を守るために必至であるという認識の下、最低賃金法や憲法の趣旨、当時の政府方針等にも配慮しながら最低賃金の引上げの必要性について主張をしてまいりました。

結果につきましては、全国では、連合として当面の通過点としておりました、時給1,000円を達成しましたが、沖縄の1,023円という数値については、セーフティーネットとして誰もが生活できる水準としてはまだまだ不十分という認識であり、引き続き相対的貧困ラインを念頭に置きながら、国際的な水準からも大幅に乖離していることから、一層の引き上げが必要だと考えております。

次年度も生計費であったり、EU指令が今回の目安の在り方の意見にもあり、そういったものを念頭に置きながら誰もが暮らしていける水準引上げについて今後も必要だと思っております。

発効日についても、労使交渉の手段を持たない未組織の労働者や、社会の隅々までに賃上げのそ野を広げる観点から10月発効を求めてまいりましたが、今回残念ながら12月発効に至りませんでした。

しかし、引き続き早期の発効を求めてまいりたいと思っております。

特定（産業別）最低賃金につきましても、労働条件の向上や事業の公正競争、より高いレベルで確保し、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する重要な役割を果たしておりますので、地域別最低賃金との優位性確保が問題にはなっていますが、今でもその役割は変わっておらず、今だからこそ必要性は高まっていると認識しています。

全国の話ですが、経営者側の皆様からも福祉や医療の分野で特賃を引上げることによって、人材の確保を目指すという意見があると聞いています。

沖縄でも今回、4業種が意向表明を行っておりますが、新設を検討している産業もあると聞いています。

今後も必要性審議における当該産業労使のイニシアティブ発揮に期待をしながら、労働者側委員としても、改正の必要性について粘り強く理解を求めてまいりたいと思っております。

最低賃金の更なる引き上げについては、行政からの支援も必要不可欠だと考えておりますので、沖縄労働局におかれましては、付帯決議の内容についてもより実効性を高めていただき、中小企業・小規模事業者が賃上げできる環境整備に引き続き、ご尽力いただきたいと思います。

賃金格差というのは経済的問題だけではなくて、個人の尊厳であったり、社会生活や教育などの平等な機会を奪うものと認識しているので、社会の不安定化に歯止めをかけ、働くことを軸とする安心社会の実現のため、最低賃金の持続的な引き上げにご理解いただきたいと思っております。

最後になりますが、今年度の審議会において、真摯にご議論をいただいた使用者側の皆様、とりまとめていただいた公益の皆様、スムーズな審議運営にご尽力いただきました事務局の皆様にも感謝を申し上げて、労働者側としての今年度の振り返り、まとめとさせていただきます。

ありがとうございました。

上江洲会長

その他にございますか。

(照喜名委員挙手)

上江洲会長

照喜名委員。

照喜名委員

石川委員から発言があり、被るところもありますが、思いがあって話をさせていただければと思います。

特定最低賃金について、連合でも未来づくり春闘評価委員会報告という中で、特定最低賃金の積極的な活用は提言されているところです。

歴史的にも改めて特定最低賃金が作られた意義目的というのを考え、公労使の壁を越えて、原点に立ち返り、審議に向き合うことが必要だと思います。

制度上の課題があるというのは理解しつつも共通認識の下、運営小委員会等での対応も含めて引き続き、議論をさせていただければと思います。

また、地域別最低賃金について関心事項が高いところを、ニュースで見ているよという声を例年以上に聞いて実感しております。

関心度が高いというメッセージ性を、この場を通じて、県民の皆様に伝える機会の大きさというのを肌身感じたところもございますので、引き続き、令和8年度につきましてもしっかり皆様と対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

重ね重ねであり恐縮ですが、思いを発言させていただきました。

ありがとうございました。

上江洲会長

ありがとうございました。

使側から思いを伝えたい方、他にいらっしゃいますか。

(田端委員挙手)

上江洲会長

田端委員。

田端委員

今、特定最低賃金についての発言がありました。

去年も申し上げたのですが、特定最低賃金については、関係労使の申出に基づいて行われるということ。先ほど石川委員が関係労使のイニシアティブによると言っていますが、基本的にはそれを踏まえる必要があると思います。

先ほどあったように、労使の中で特定の業種を引き上げて、人手不足の状況なので、それを引き上げるということは当然あり得ると思っておりますが、申出のあった業種全てについて、特定最低賃金の関係使用者の意見概要書を提出いただいて、その概要書でいただいた意見や要望を踏まえて審議の必要はないと判断しておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

労使のイニシアティブということで、関係使用者の方も含めてしっかりと合意形成を図っていただければと思います。

上江洲会長

今年度は目安制度の在り方について、公労使それぞれで意見を出し合ったということは、かつてないということだったと思っております。

また、発効日についても最後までご審議いただきまして、指定発効日についても初めて実施いたしましたし、1,000円超ということも初でしたので、照喜名委員からもご発言あったように今年度は県民からもかなり注目された審議であったかと思っております。

お話をお聞きしましても、労使それぞれがかなり譲歩していただきましたが、次年度に積み残した課題もあるということは田端委員の今のご発言からも感じましたし、その点は事務局にも伝わっていると思っております。

今年度は審議の回数を重ねる形になりまして、公益もかなり悩ましい日々を過ごしましたが、なんとか12月1日発効に至ったのも、その周知も含めて事務局と労使双方で県内を駆け回っていただいた成果だと思っております。

今年度の審議を終えるにあたり、労使委員の皆様、公益委員の皆様、事務局に御礼申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

これで本日予定しておりました審議は全て終了となります。

最後に労働局長からご挨拶をいただきたいのですが、本日は欠席ということですので、岡崎労働基準部長からよろしく願いいたします。

岡崎労働基準部長

当局局長が本日欠席させていただいております。局長から皆様への挨拶文を預かっております。

ので、僭越ではございますが、代読させていただきます。

着座にて失礼いたします。

本日はお忙しい中、また、年度末のご多用の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から労働行政、とりわけ最低賃金制度の運営に当たりまして多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度の審議におきましては、最低賃金法に規定された3要素や中央最低賃金審議会にて示されました目安、また県内の経済情勢や雇用情勢等、特に中小企業・小規模事業者等のおかれている状況等を考慮し、真摯にご議論いただきました。

本年度の最低賃金の指定発効までの手続きを無事終了できましたこと、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、県内の雇用情勢ですが、入域観光客数の増加に伴い、一部で堅調な動きが見られ、直近の令和8年1月の有効求人倍率は1.07倍と42ヵ月連続で1倍台で、人手不足が深刻な状況となっております。

このような中、労働局では、人手不足の状況がひっ迫している業界と連携し、様々な人手不足対策に取り組んでいるところです。

また令和8年度からは「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」として、全ハローワークにおいて、医療・介護・保育分野の求人充足を最重要事項で取り組み、人材確保を強力に推進していきます。

また、昨年11月21日に閣議決定されました「強い経済」を実現する総合経済対策では、最低賃金の引上げ及び賃金の引上げについて、「適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく」とされており、今後も生産性向上に取り組む中小企業等へのきめ細やかな支援など、中小企業等が賃上げしやすい環境整備が不可欠であり、各支援策の周知に一層取り組んでまいります。

最後になりますが、審議会での審議はもとより、今後とも委員皆様のご意見等を賜りながら、最低賃金制度の周知や中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた支援、履行確保のための監督指導等につきましても、全力で取り組む所存でございます。

引き続き、皆様方の御理解と御協力の程、お願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

令和8年3月6日 沖縄労働局長。

以上でございます。

上江洲会長

ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年度沖縄地方最低賃金審議会の全ての審議日程を終了いたします。

委員の皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。